

物価高騰支援給付金（10万円/1世帯）事業 のご案内

国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に伴い、物価高騰により家計への負担が大きい低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）を対象とする給付金です。

なお本給付金は、差押禁止等及び非課税の取扱いとなります。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

支給対象と申請方法

支給対象となる世帯

- 令和5年12月1日において、市の住民基本台帳に記載されている世帯。
 - ・ 世帯全員が令和5年度住民税均等割のみ課税である世帯。
 - ・ 住民税均等割のみ課税の方と住民税非課税の方で構成される世帯。
- ※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。
※住民税非課税世帯に対する給付金の対象世帯を除く。

● 確認書、申請書が届いた方へ

給付金を受給するには、確認書または申請書の提出が必要となります。

内容を確認いただき、必要事項を記入し、添付書類と一緒に市役所窓口または郵送でご提出ください。



提出期限 **令和6年6月28日(金)**

- 市が確認書(または申請書)を受理した日から2～3週間後が給付の目安です。
- 支給決定通知書を送付しますので、ご確認ください。
- 給付金の支給後、支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただきます。